

大和市告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により市道の路線を次のとおり認定し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を決定し、及び同条第2項の規定により令和5年1月4日から供用を開始する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、告示の日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和5年1月4日

大和市長 大木 哲

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長
西鶴間151号	西鶴間四丁目 3144番51	西鶴間四丁目 3144番55	4.00 ^m	87.62 ^m
上草柳219号	上草柳八丁目 399番3	上草柳八丁目 399番3	6.00	180.38
上草柳221号	上草柳六丁目 416番10	上草柳六丁目 416番10	4.00	29.74
上和田373号	上和田字三貫目 1087番1	上和田字三貫目 1087番1	9.00	45.04
上和田375号	上和田字谷戸頭 1689番1	上和田字谷戸頭 1689番1	6.00	79.87